

スウェーデンの議会オンブズマン

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I 議会オンブズマン

1 オンブズマン制度の沿革

2 議会オンブズマン制度

II その他のオンブズマン

おわりに

翻訳：議会オンブズマンに対する指示に関する法律

(1986:765)

はじめに

スウェーデンでは、統治法⁽¹⁾第1章第4条で、「議会は国の統治及び行政を監視する」と定められている。立法府には、議会オンブズマン、憲法委員会⁽²⁾及び会計検査院⁽³⁾という外部監視機関⁽⁴⁾が置かれている。議会オンブズマンと会計検査院は議会所属機関ではあるが、議会の関与を受けずに活動し、高い独立性を有している。また、議会自体も、選挙後の内閣総理大臣に対する表決⁽⁵⁾、大臣に対する不信任の表明⁽⁶⁾、大臣に対する大質問及び小質問⁽⁷⁾の提出⁽⁸⁾等の行政監視的側面を有する制度を有している。内部

-
- (1) 統治法 (Kungörelse (1974:152) om beslutad ny regeringsform) は、スウェーデンの憲法的法律 (基本法) の1つである。
 - (2) 憲法委員会は、法案等の委員会審議を行う議会の常任委員会であり、17人の議員から構成され (統治法第4章第3条)、政府に対する行政監視機能を有している。憲法委員会の行政監視機能としては、大臣又は大臣経験者が法律及び他の法令に従い任務遂行を行ったか否かに関する審査及び審査結果の議会への報告 (統治法第13章第1条及び第2条) 並びに審査の結果、大臣等が任務遂行に際して犯した罪が判明した場合におけるその訴追の決定 (統治法第13章第3条) がある。ただし、大臣等の訴追は議会オンブズマンが行い (議会オンブズマン法第10条)、審理は最高裁判所が行う (統治法第13章第3条)。このような憲法委員会の政府統制に関する規定は、統治法第13章「統制権」の規定中でも重要な部分を占めている。山岡規雄『各国憲法集 (1) スウェーデン憲法』(調査資料 2011-1-a 基本情報シリーズ⑦) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, p.12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382167_po_201101a.pdf?contentNo=1> 以下、インターネット情報は、2014年1月8日現在である。
 - (3) 会計検査院は、政府、政府官房、公営企業、裁判所、行政機関、議会所属機関、議会事務局、王宮府等の活動についての業績評価 (国の活動等の検査に関する法律 (Lag (2002:1022) om revision av statlig verksamhet m.m.) 第2条及び第4条) と国、政府官房、行政機関 (国民年金基金を除く。)、議会事務局、議会オンブズマン、中央銀行、中央銀行記念基金、王宮府等の財務評価 (同法第3条及び第5条) を任務としている。
 - (4) 行政監視については、その機能を有する機関が、行政の外部に置かれている (外部監視) か、行政の内部に置かれている (内部監視) か、という観点で分類を行うことができる。大迫丈志「スウェーデン及びフィンランドの行政監視機関—法務監察長官と議会オンブズマン—」『レファレンス』730号, 2011.11, p.72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3194047_po_073004.pdf?contentNo=1>
 - (5) 新たに選挙された議会は、集会から2週間以内に、議会が内閣総理大臣を支持しているかを審議し、表決を行う。議員の過半数が反対する場合には、内閣総理大臣は辞任する。このような審議は、委員会には付託されず本会議でなされる (統治法第6章第3条)。山岡 前掲注(2), p.35.
 - (6) 審議は、委員会には付託されず本会議でなされる (統治法第13章第4条)。
 - (7) 議員は、大臣の職務遂行に関する事項について、大臣に対して大質問及び小質問を提出することができる (統治法第13章第5条)。原則として、小質問は事実に関する情報のみを要求するが、大質問では政治的な議論が行われる。山岡 前掲注(2), p.53.
 - (8) 回答は、本会議において口頭で受領し、文書の場合は、議会が受領する。

監視機関の主なものには、法務監察長官 (justitiekanslern)⁽⁹⁾がある。⁽¹⁰⁾

本稿では、主に議会オンブズマンについて概説し、末尾に 議会オンブズマンに対する指示に関する法律⁽¹¹⁾ (以下、「議会オンブズマン法」という。)の翻訳を付す。

I 議会オンブズマン

1 オンブズマン制度の沿革

一般的にオンブズマン (ombudsman) という言葉には、苦情の救済を行う機関という印象があるが、もともとオンブズマンとは、スウェーデン語で「代理人」を意味する言葉である。18世紀初頭に国外に幽閉された国王が、国の裁判官や役人等を自身に「代わって」監視する役割を果たす者を任命したことから始まった制度であり、この「代理人」は、議会と国王との間の力関係の変化により、議会の代理人としての性質を帯びる

ことも、国王の意向を反映することもあった。⁽¹²⁾

19世紀初頭、憲法的法律である統治法が制定される際、議会は政府と対立し、政府草案を批判して独自に憲法委員会を設置した。この時、議会が作成した草案に、議会独自の行政監視機関としての議会オンブズマンを設置する規定が初めて置かれ、最終的には、この制度を定めた統治法が1809年に制定された⁽¹³⁾。これが、現在の議会オンブズマンの由来である。一方、「国王の代理人」の制度も存続し、現在の法務監察長官となっている。

2 議会オンブズマン制度

(1) 議会オンブズマン

議会オンブズマン (Riksdagens ombudsmän)⁽¹⁴⁾は、独立性を有する議会所属機関として、公的機関及び公務員が法令を遵守して職務を遂行しているかどうかを監視し、公的機関及び公務員に対する一般公衆⁽¹⁵⁾からの苦情の受付と調査等

(9) 統治法では、法務監察長官及び統治法又は他の法令の規定に基づき、議会所属機関とされていない行政機関は、政府の下に帰属すると規定される(統治法第12章第1条)。山岡 前掲注(2), p.50。(ただし、山岡 前掲注(2)においては、法務監察長官を法務長官と訳出。)法務監察長官は、歴史的経緯から議会オンブズマンに非常に類似する任務を担っているが、議会オンブズマンの主たる任務が、行政監視であることに比して、政府や国の法律顧問(国の訴訟代理人等の役割を果たす。)及び公務員を訴追する場合の検察官としての役割に重きが置かれている。法務監察長官に関しては、大迫 前掲注(4)に詳しい。

(10) スウェーデンの行政制度は、日本とは異なる特色を有している。スウェーデンにおいて、しばしば議会と対比して用いられる政府という用語は、内閣総理大臣その他の大臣を指すものである。政府の補佐機関として、政府官房が置かれる。この政府官房の下に省庁が設置されている(統治法第7章第1条)。個別の法は、行政機関が執行する。行政機関は、組織上、政府に所属するが、その任務遂行に関しては独立して決定を行い、大臣は、組織上の下部機関である各行政機関に対し、具体的な指揮監督権を有しない。そのため大臣は、各行政機関の行為につき、議会に対する政治的責任を負わない。大臣の決定に直接従うのは省であり、各省は、所管事項に関する政策の企画立案を行い、法案や予算案を作成し、議会に提出する。これらのことから、スウェーデンの「行政」監視においては、①政府への監視を行う機関と②行政への監視を行う機関が分けられており、①は、憲法委員会であり、②は、行政機関の公務員、裁判所を監視する議会オンブズマンや会計検査院である。山岡 前掲注(2) pp.2-20; 大迫 前掲注(4), pp.73-74; 平松毅『各国オンブズマンの制度と運用』成文堂, 2012, pp.7, 72.

(11) Lag (1986:765) med instruktion för Riksdagens ombudsmän

(12) 大迫 前掲注(4), p.76.

(13) 同上, p.81.

(14) 法律上は、オンブズマン個人については「法務オンブズマン (Justitieombudsman, 略称はJO。大迫 前掲注(4)においては、司法オンブズマンと訳出。)」といい、4名の法務オンブズマン及び代理オンブズマン全体を議会所属機関として「議会オンブズマン (Riksdagens ombudsmän)」と呼ぶ(ombudsmänは複数形)。

(15) 苦情を申し立てる者については、国籍や居住の有無等の制限は規定されていない。法令上の要件ではないが、議会オンブズマンは、ほとんどすべての者が裁判官等の経験者である。衆議院『EU憲法及びスウェーデン・フィンラ

を行っている。

議会オンブズマンについては、統治法、議会議法⁽¹⁶⁾、議会オンブズマン法及び首席法務オンブズマン⁽¹⁷⁾により定められる議会オンブズマン執務規程⁽¹⁸⁾に規定されている。

統治法では、法務オンブズマンの選任等について規定し（第13章第6条）、議会議法では、法務オンブズマンの人数、任期、選出方法等を規定している（議会議法第8章第11条）。議会オンブズマン執務規程は、議会オンブズマン法第12条、第15条及び第26条で定める議会オンブズマン活動のための事務局等の機関、機関の活動範囲及び活動計画、事務局の開局時間についての詳細等を定めるものである。

(2) 議会オンブズマンの選任

議会オンブズマンは、議会により選任され、定員は4名、任期は4年である。4人の選任は個別に行われ、再任は可能である。議会は代理オンブズマンを選任することもできる。4名のうち、1名が首席法務オンブズマンを務める（議会議法第8章第11条及び議会オンブズマン法第1条）。

法務オンブズマン及び代理オンブズマンは、憲法委員会の提案に基づき、議会がこれらの不信任の議決を行った場合には解任される（議会議法第8章第11条）。

(3) 監視対象

議会オンブズマンの監視対象は、国及び地方自治体の機関、これらの機関の公務員、公営企業の職員、一定階級以上の軍人等である。監視の対象とされないのは、議員、議会議法所属機関、中央銀行の代表会及び理事会の構成員、政府・大臣、法務監察長官、地方自治体の議員である。また、各オンブズマンは、互いを監視しない（統治法第13章第6条、議会オンブズマン法第2条）。

(4) 議会オンブズマンの任務

議会オンブズマンは、監視活動において、法律及び他の法令の改正や国の措置の是正の必要を認めた場合には、それを提案⁽¹⁹⁾する権限を有する（議会議法補足規定3.8.4及び議会オンブズマン法第4条）。

また、監視対象者が、その職務における義務を履行しなかったことにより罪を犯したと議会オンブズマンが認める場合には、議会オンブズマンは、監視対象者を訴追することができ、特別な検察官としての役割を果たす⁽²⁰⁾（議会オンブズマン法第6条）。

監視対象者に対する行政による懲戒等の決定に不服がある場合には、議会オンブズマンは、当該決定の変更を求めて裁判所に提訴することができる。また、監視対象者が懲戒等の決定に対する不服の訴えを裁判所に提起した場合にお

ンド憲法調査議員団報告書』2004, p.64. <[http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2004.pdf/\\$File/report2004.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2004.pdf/$File/report2004.pdf)>

(16) Kungörelse (1974:153) om beslutad ny riksdagsordning

(17) 大迫 前掲注(4)においては、首席司法オンブズマンと訳出。組織運営における全体的な活動の方針を決定する権限を有しており（議会議法第8章第11条及び議会オンブズマン法第1条）、首席法務オンブズマンは、最高裁判所裁判官クラスの法曹が就任する慣行がある。同 p.79.

(18) Arbetsordning för Riksdagens ombudsmän

(19) このような提案は、ほぼ毎年提出されている。大迫 前掲注(4), p.81.

(20) ただし、出版の自由に関する法律（Tryckfrihetsförordning (1949:105)）又は表現の自由に関する基本法（Yttrandefrihetsgrundlag (1991:1469)）に関する罪を犯した監視対象者に関しては、法務監察長官が訴追を行う（出版の自由に関する法律第9章第2条第1項及び表現の自由に関する基本法第7章第1条第1項）。統治法、出版の自由に関する法律、表現の自由に関する基本法に、王位継承法（Successionsordning (1810:0926)）を加えた4つが、スウェーデンにおける憲法的法律である。

いて、その懲戒等の決定が議会オンブズマンの報告に基づくものであるときは、議会オンブズマンは、一般国民を代表する訴訟当事者となる（議会オンブズマン法第7条）。

議会オンブズマンは、一般からの苦情を受理する。苦情は書面により提出されるものとする。苦情には、対象となっている問題及びその発生時期並びに申立人の住所及び氏名を記載しなければならない。いかなるものからの苦情も受理し、刑務所等に収容されている場合であっても、議会オンブズマンに対する苦情の送付は認められる（議会オンブズマン法第17条）。

議会オンブズマンは、2年以内の状況につき調査を行う（議会オンブズマン法第20条）。

議会オンブズマンは、最高裁判所裁判官又は最高行政裁判所裁判官による職務遂行の際の犯罪を訴追する（統治法第11章第8条）⁽²¹⁾。

(5) 議会オンブズマンによる処分の現状と強制力

議会オンブズマンの役割は、古くは裁判官を含む公務員を訴追する特別な検察官としてのものが主であった。議会オンブズマンによる公務員に対する苦情の受付は、違法行為を摘発する手段であり、苦情の救済は主目的ではなかった。

現在、議会オンブズマンによる監視の事案は、①一般公衆からの苦情申立ての調査、②全国の行政機関及び各種施設等の視察やメディア等の報道を契機とする職権に基づく調査に分けられ

るが、処理件数が多いのは①である⁽²²⁾。

監視対象者が法律を遵守していなかったことが判明した場合、上述のとおり、議会オンブズマンは監視対象者を訴追することが可能であるが、これは現在ではほとんど行われていない⁽²³⁾。議会オンブズマンが行う処分は、通常は非難や通告にとどまる。非難や通告自体には、法的拘束力がないにもかかわらず、これらに反する処遇が行政機関等の側でとられることはほとんどない。このように、議会オンブズマンによる非難や通告が強制力を有する理由は、議会オンブズマンが歴史的に有し、行使してきた訴追権の存在のためである⁽²⁴⁾。

II その他のオンブズマン

スウェーデンには議会オンブズマン以外に、特定の法律や条約の適切な執行を監視するために置かれている各種オンブズマンがある。かつては10以上ものオンブズマンが存在したが、その性質ごとにまとめられ、現在は、差別等禁止オンブズマン、消費者保護オンブズマン、児童オンブズマンの3つが「オンブズマン」の名称を有する。

議会オンブズマンと比べ、これらのオンブズマンの任務には、次のような特徴がある。①重要な法律を確実に執行するため、当該法律に特化して、その執行の監視を行う、②オンブズマ

(21) これらの最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官の職務行為に関する犯罪については、法務監察長官も訴追することができる（統治法第11章第8条）。

(22) 2010年7月1日から2011年6月30日までの1年間の、議会オンブズマンによる一般公衆からの苦情申立てによる事案の処理件数（受理後、調査せずに却下するものも含む。）は、6,911件であり、視察、新聞報道その他の根拠に基づき、議会オンブズマンがとり上げた事案の処理件数は、50件であった。Framställning och redogörelse 2011/12:JO1, Framställning och redogörelse Justitieombudsmännens ämbetsberättelse, pp.710-711, Riksdagen ウェブサイト 〈http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Forslag/Redogorelser-och-framstallningar/Justitieombudsmannens-ambetsbe_GZ04JO1/〉

(23) 2010年7月1日から2011年6月30日の1年間で、苦情処理及び職権による調査の結果、訴追又は懲戒手続がとられたのは3件である。*ibid.*

(24) 衆議院 前掲注(15), p.65; “History.” JO ウェブサイト 〈<http://www.jo.se/en/About-JO/History/>〉

ンが当該法律を執行する行政機関の長を兼任し、かつ、苦情処理の当事者の代理人としての役割も果たす、③締結した条約に規定される権利を確実に保護するために監視を行う。

(1) 差別等防止オンブズマン

(Diskrimineringsombudsmannen: DO)

性別、宗教、人種、障害その他のあらゆる理由による差別を禁止することを定めた2008年制定の差別禁止法⁽²⁵⁾の執行が適正に行われているかを監視する機関である⁽²⁶⁾。差別等防止オンブズマン法⁽²⁷⁾及び親休暇法⁽²⁸⁾に基づき、活動する。

主な任務は、差別禁止法等の施行を確実にするための苦情及び親休暇を取得したことを理由とする職場における不利な取扱いに対する苦情の処理である。苦情申立手続は差別禁止法で規定され、被害を受けた者が訴訟を起こす場合には、差別等防止オンブズマンは無償で訴訟における代理人となることができる。また、雇用主や教育機関が、差別禁止法に従っているかについても監視する。このほか、差別に対する意識を高める啓蒙情報の提供活動も重要な任務とされている。⁽²⁹⁾

(2) 消費者保護オンブズマン

(Konsumentombudsmannen: KO)

消費者保護オンブズマンは、消費者庁（司法省の管轄下にある行政機関）の長官を兼務し、マーケティング法⁽³⁰⁾等に基づき、事業者の指導監督を行っている。また、消費者保護オンブズマンは集団としての消費者を代表し、消費者苦情処理委員会に対して、苦情の申立を行う権限を有し、消費者の損害請求のため公的集団訴訟を提起する集団訴訟手続法上の権限を認められている。⁽³¹⁾

(3) 児童オンブズマン

(Barnombudsmannen: BO)

児童オンブズマン法⁽³²⁾に従い、1990年に発効した国際連合の児童の権利に関する条約⁽³³⁾に規定される権利の保護を確実にすることを目的とする機関で、1993年に設立された。児童とは18歳未満の者を指し、条約の不適切な適用がある場合には、児童オンブズマンは、法改正等を目指し、様々な注意を喚起する。このほか、条約の解釈作業を行い、それを通じて児童が権利や利益を得られるように並びに一般の人々、行政機関、企業及び各種団体が児童の権利に配

(25) Diskrimineringslag (2008:567)

(26) このオンブズマンは、既存の4つの差別防止を目的とするオンブズマンを廃止し、統合したものである。4つのオンブズマンとは、性差による差別を対象とした男女差別防止オンブズマン (JämO)、民族、宗教その他の信条に基づく差別を対象とした民族差別防止オンブズマン (DO)、障害者への差別を対象とした障害者差別防止オンブズマン (HO) 及び性的指向による差別の禁止を定めた法の遵守を監視する性的指向差別防止オンブズマン (HomO) である。"About the Equality Ombudsman." Diskrimineringsombudsmannen ウェブサイト <<http://www.do.se/en/About-the-Equality-Ombudsman>>

(27) Lag (2008:568) om Diskrimineringsombudsmannen

(28) Föräldraledighetslag (1995:584) 被用者の育児休暇等について定めた法律。

(29) "Vad DO gör." Diskrimineringsombudsmannen ウェブサイト <<http://www.do.se/sv/Om-DO/Vad-DO-gor/>>

(30) Marknadsföringslag (1995:450)

(31) 公的集団訴訟とは、消費者保護オンブズマンが集団としての消費者を代表して、その損害請求のため行う訴訟で、3つある集団訴訟手続法上の集団訴訟のうちの1形式である。井樋三枝子「【スウェーデン】消費者訴訟に関する制度改革」『外国の立法』No.250-2, 2012.2, pp.16-17. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3383248_po_02500208.pdf?contentNo=1>

(32) Lag (1993:335) om barnombudsman

(33) Convention on the Rights of the Child. 1990年9月2日発効。

慮するように、条約に関する解釈について情報を提供する。³⁴⁾

児童オンブズマンは、個人、政府又は地方自治体からの要請を受け、関係者、機関等に対して情報の提供を要求でき、説明を聴取することができる強い権限も有しており、その結果、具体的な児童虐待を発見又は察知した場合には、所管機関に通報する義務を負っている。また、政府への年次活動報告書の提出が義務付けられており、当該報告書には、児童のための改革に必要な各種分析、勧告等を含むこととされている。³⁵⁾

おわりに

スウェーデンにおける行政監視制度の中でも、オンブズマン制度はよく知られており、他国でも広く導入されている。しかし、スウェーデンのオンブズマン制度はスウェーデンに特徴的な政治制度に合致した監視方法であり、固有の歴史的経緯を有するものでもある。また、スウェーデンの議会自体が有する行政監視的機能の権限や対象範囲も、オンブズマン制度の存在が前提となっているため、議会、政治・行政制度が各々異なる国がオンブズマンによる行政監視を導入するに当たっては、スウェーデンのオンブズマン制度を変更して適合させる必要があろう³⁶⁾。

(いび みえこ)

³⁴⁾ “Om oss.” Barnombudsmanenn ウェブサイト 〈<http://www.barnombudsmannen.se/om-oss/Bakgrund/>〉; “Uppdrag, organisation och arbetssätt.” Barnombudsmanenn ウェブサイト 〈<http://www.barnombudsmannen.se/om-oss/uppdag-organisation-och-arbetssatt/>〉

³⁵⁾ *ibid.*

³⁶⁾ 平松 前掲注(10), pp.1-20.

議会オンブズマンに対する指示に関する法律

Lag (1986:765) med instruktion för Riksdagens ombudsmän

(2011年7月1日最終改正)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

責務

第1条～第11条

組織

第12条～第16条

苦情

第17条

処理に関する一般規定

第18条～第24条

雑則

第25条～第29条

経過規定 (略)

責務

第1条

(1) 議会オンブズマン⁽¹⁾は、議会法第8章第11条の規定に基づき、1名の首席法務オンブズマン及び3名の法務オンブズマンの4名とする。さらに、1名以上の代理オンブズマンを置くことができる。

(2) 首席法務オンブズマン及び法務オンブズマンは、公務を遂行する者の法律及び他の法令の遵守並びに他の義務の履行に関し、次条に定める範囲で監視を行う。

第2条

(1) 次の各号に掲げるものは、オンブズマンの監視に服する。

1 国及び地方自治体の機関

2 前号に掲げる機関における公務員及び他の職員

3 [第1号に掲げる機関の] 権限の行使を伴う職務又は任務を有するその他の者。ただし、この権限の行使がこれらの者の活動に係る場合に限る。

4 国の事業局の公務員及び当該業務受託者。ただし、これらの者が、当該事業局を通じて国が決定的な影響力を行使している国有会社における任務を、当該事業局のために行っている場合に限る。

(2) 軍の職員に対する監視は、少尉以上の武官及びそれに相当する職位にある者に限る。

(3) オンブズマンの監視は、次の各号に掲げる者を対象としない。

1 スウェーデン議会の議員

2 議会理事会、選挙審査委員会、議会不服申立委員会及び議会事務局長

3 中央銀行代表会及び同銀行理事会理事。ただし、為替・クレジット規制法(1992:1602)の規定による中央銀行の意思決定権の行使に関与した場合はこの限りでない。

4 政府又は大臣

5 法務監察長官

* 本訳は Notisum 社ウェブサイト提供の条文 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19860765.htm>) によった。インターネット情報は、2014年1月8日現在である。注はすべて訳者注であり、訳中の[]は、訳者による補記である。

(1) 法律上は、個々のオンブズマンについては「法務オンブズマン(justitieombudsman, 略称はJO。)」と記載し、4名の法務オンブズマン及び代理オンブズマン全体を、議会所属機関として「議会オンブズマン(riksdagens ombudsmän)」と呼ぶ(ombudsmänは複数形)。

6 地方自治体の議会の議員

- (4) オンブズマンは、互いの監視下に置かれない。
- (5) 文脈から他を指すことが明らかでない限り、この法律において職員とは、オンブズマンの監視の下にある者とする。

第3条

- (1) オンブズマンは、裁判所及び行政機関がその活動において、客観性及び公平性に関する統治法の要請を遵守していること並びに市民の基本的な自由及び権利が公的な活動において侵害されていないことを、特に監視しなければならない。
- (2) 地方自治体の機関の監視に際しては、オンブズマンは、地方自治体の自治が行使される方法を考慮しなければならない。

第4条

- (1) オンブズマンは、立法の不備の是正に努めなければならない。監視活動の際に、法令の改正又は国の側からの他の措置についての問題を提起する必要がある場合には、オンブズマンは、議会法補足規定 3.8.4 の規定に基づき、議会又は政府に対し、その事項について提案を行うことができる。
- (2) 法務オンブズマンは、前項の規定に基づき提案を行う前に、首席法務オンブズマンと協議しなければならない。

第5条

- (1) オンブズマンの監視は、一般公衆からの苦情の審査並びにオンブズマンが必要であると認める査察及び他の調査により実施される。

- (2) 法務オンブズマンは、実行しようとする査察及び他の調査について、首席法務オンブズマンと協議しなければならない。

第5a条

- (1) さらに、オンブズマンは、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国際連合の条約の 2002 年 12 月 18 日採択の選択議定書により、国内の訪問団体⁽²⁾が負う職務を実施する。

第6条

- (1) 各オンブズマンは決定により事案を解決し、その決定においては、機関又は職員の措置が法律若しくは他の法令に抵触するか、又は誤ったもの若しくは不適切なものであるかについて宣言することができる。オンブズマンはまた、統一的、かつ、目的にかなった法適用の促進を目的とする宣言を行うことができる。
- (2) オンブズマンは特別な検察官として、職務又は役務において負っている義務を怠ることにより出版の自由又は表現の自由に関する犯罪以外の犯罪行為をした職員に対して訴えを提起することができる。オンブズマンが調査により、当該犯罪行為が実行されたと信じるに足る理由を得た場合には、捜査、訴追及び訴追猶予権に関する法律並びに通常訴追の下での犯罪についての検察官の他の権限に関する法律の規定が適用される。地方裁判所に提起された事件については、上訴の原因となる重大な理由がある場合のみ、最高裁判所に対し上訴が行われるものとする。

(2) 訪問団体とは、選択議定書第1条において規定する目的（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を防止するために、人々が自由を奪われている場所への独立の国際的及び国内的団体が定期的に訪問する制度の設立を達成すること）のため置かれる団体であり、国内の訪問団体とは、同議定書第3条において規定する「各締約国が、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のために国内に設ける一以上の団体」を指す。選択議定書では、「国内防止機関」という名称で呼ばれる。

- (3) 職務又は任務において課されている義務を怠ることにより、職員が懲戒手続に付され得る過失を犯した場合は、オンブズマンは、懲戒処分に関する決定権限を有する者に対し、報告することができる。医療、歯科、医薬品小売又は動物の医療において職務を遂行する免許又は他の資格がある者の場合で、免許又は資格の取消しを決定する理由があるときは、オンブズマンは、その問題について決定権限を有する者に対し、その旨を報告することができる。その他の方法で資格を濫用した場合には、免許された業務遂行の制限について、同様の報告を行うことができる。医療、歯科、医薬品小売又は動物の医療における免許された業務遂行者の場合で、試用期間を設定する理由があるときは、オンブズマンは、当該問題の決定に権限を有する者に対し、その旨を報告することができる。
- (4) 犯罪行為又は重大な若しくは複数回の職務の非行を理由として、職員の解職又は停職が必要であるとオンブズマンが思料するときは、オンブズマンはこれについて、当該措置の決定に権限を有する者に対し、報告することができる。
- (5) 前2項に規定する事案についてオンブズマンが報告を行ったときは、オンブズマンには、当該事案につき独自の調査を補完し、他の者により当該事案について行われた調査に対し意見を表明する機会が与えられなければならない。また、審問が行われる場合には、出席の機会を与えられなければならない。ただし、停職に関する事案の場合は、この限りでない。

第7条

- (1) 機関が職員に対し、懲戒責任又は犯罪行為若しくは職務の非行を理由とする解職若しくは停職に関する法律又は他の法令における公務員に関する特別の規定の適用にかかる事案

について決定を通知した場合は、オンブズマンは、当該決定の変更につき裁判所に訴えを提起することができる。医療分野の人員若しくは動物の医療分野の人員である者又は軍人若しくは全体防衛における懲戒の責任等に関する法律（1994:1811）に従い懲戒の責任を負う者に対する懲戒の責任に関する事案における機関の決定について及び前条第3項に定める試用期間又は資格に関する事案における機関の決定についても同様とする。この訴えに関する細則は、法律又は他の法令で定める。

- (2) 規定に従い職員が、前項で規定する決定について裁判所において変更を求めた場合で、当該決定がオンブズマンによる報告の後になされたときは、オンブズマンは、紛争における職員の相手方当事者として一般公衆を代理する。オンブズマンが決定の変更を求めた場合も同様とする。
- (3) この条に規定する訴訟について、法律又は他の法令において、雇用主に関して定められる事項は、オンブズマンにも適用しなければならない。ただし、労働紛争における訴訟手続に関する法律（1974:371）第4章第7条及び第5章第1条第1項の規定は、オンブズマンが訴えを提起する紛争については適用されてはならない。

第8条

- (1) オンブズマンは、干渉する理由が特でない場合には、独立の権限を有しない下位の職員に対して干渉してはならないものとする。

第9条

- (1) 最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官に対し訴えを提起するため及び当該裁判官の解職若しくは停職又はそれらの者への検診の受診の義務付けに関し訴訟を提起するためのオンブズマンの権限については、統治法で定める。

第10条

- (1) オンブズマンは、統治法第13章第3条の規定に基づき、憲法委員会が大臣に対して決定した訴え及び議会の委員会が、規定に従い、議会又はその所属機関の職員に対して決定した訴えの提起及び遂行について責任を負う。ただし、他のオンブズマンに対する訴えについては、責任を負わない。
- (2) オンブズマンは、前項に規定する職員に対する捜査により委員会を支援する責任も負う。

第11条

- (1) オンブズマンは、毎年11月15日までに、前年7月1日から当年6月30日までの期間について印刷した活動報告を、議会に対し提出しなければならない。報告は、第4条第1項、第6条第2項から第4項まで及び第7条に基づき講ぜられた措置並びにオンブズマンが通知した他の重大な決定に関する説明を含まなければならない。その他、報告には活動概要も記載しなければならない。

組織

第12条

- (1) 議会法第8章第11条の規定に基づき、首席法務オンブズマンは、管理運営の長であり、全体的な活動の目的を決定する。その際、首席法務オンブズマンは、活動について議会に対して責任を負い、また、活動が効果的で、かつ、現行法に従って行われること、活動が信頼性のある正確な方法で説明されること及び議会オンブズマンが国の資金を十分に節約することに配慮しなければならない。
- (2) 首席法務オンブズマンは、他のオンブズマンと協議した後、執務規程において、活動の組織及び各オンブズマンの責任領域に関する規定を定めなければならない。組織の活動計画を決定しなければならない。また、議会オンブ

ズマンに関する年次会計報告及び国の予算における議会オンブズマンに対する支出に関する提案を決定しなければならない。

- (3) 内部監査の規定については、議会事務局、議会オンブズマン及び会計検査院のための財政規定等に関する法律(2006:999)で定める。

第13条

- (1) [オンブズマンの]活動のため、事務局(オンブズマン事務局)が置かれる。事務局では、事務局長並びに部長及びその他の公務員が定員表に従い、雇用される。首席法務オンブズマンは、必要に応じ資金の範囲内で、他に人員及び専門家等を利用することができる。首席法務オンブズマンは、人員の職務遂行について定める。
- (2) 事務局長は、首席法務オンブズマンの下で、オンブズマン事務局内の業務を指揮し、その他に、オンブズマンが必要とする支援を行わなければならない。

第14条

- (1) 首席法務オンブズマンは、オンブズマン事務局内の業務について、この法律及び執務規程において定められる事項に加えて必要とされる規則を定める。
- (2) 首席法務オンブズマンは、組織に関する重要な問題については、憲法委員会と協議しなければならない。
- (3) 法務オンブズマンは、憲法委員会と協議を行う前に、首席法務オンブズマンと協議しなければならない。

第15条

- (1) 首席法務オンブズマンは、執務規程にかかわらず、特別な決定、特定の事案又は一連の事案を本人又は他のオンブズマンに付託することができる。

- (2) さらに、首席法務オンブズマンは、執務規程又は特別の決定により、オンブズマン事務局内の公務員に事案の準備のための措置を講じることを委任し、及び事務局長に運営に関する問題（部長の採用を除く）について決定することを委任することができる。
- (3) 首席法務オンブズマンは、代理オンブズマンのオンブズマンとしての職務遂行に関して決定する。代理オンブズマンは、長期間の病気のため、オンブズマンが自己の職務の実行を妨げられるようになる場合又は他の理由により、代理オンブズマンの職務遂行の必要がある場合には、職務遂行の要求に応じて用いることができる。

第 16 条

- (1) 首席法務オンブズマンが休暇を取得し、又はその職務の遂行に支障がある場合には、他のオンブズマンのうち、最も長期間在職しているオンブズマン 1 名が、その職務を代行するものとする。在職期間が同じオンブズマンが 2 名以上いる場合には、年長の者が優先される。

苦情

第 17 条

- (1) 苦情は、書面により提出されるものとする。苦情書においては、当該苦情の対象となっている機関、苦情の対象となる措置、措置の発生時点並びに苦情申立人の氏名及び住所が記載されるものとする。苦情申立人が、事案の調査及び判断のために重要である書類を有している場合には、それを添付するものとする。
- (2) 自由を奪われている者は、自らに適用される書状その他の文書を送付する権利への制約に妨げられることなく、苦情書については、オンブズマンに対して送付することができる。
- (3) 苦情申立人の要求に基づき、事務局は当該

苦情書が事務局に到達したことの証明書を、交付しなければならない。

処理に関する一般規定

第 18 条

- (1) ある事案が、オンブズマン以外の機関により適切に調査及び審査ができる性質のものであり、その機関が以前にその事柄を審査していない場合、オンブズマンは、事案を処理のために、当該機関に送付することができる。苦情により提起された事案は、法務監察長官が同意した後に限り、同長官へ送付されることができる。
- (2) 苦情が、弁護士である職員についてのものであり、その苦情により提起された問題が、訴訟法典第 8 章第 7 条第 4 項の規定に基づき、弁護士会内の組織によって審査されることができる場合には、オンブズマンは、当該苦情を処理のため弁護士会に回付することができる。

第 19 条

- (1) オンブズマンは、苦情申立人に対し、苦情の事案が却下されるか否か、処理から除去されるか否か、前条の規定に基づき他機関へ送付されるか否か、又は調査のためとり上げられるか否かの回答を迅速に知らせなければならないものとする。

第 20 条

- (1) オンブズマンは、特別な理由がない場合には、2 年より前の状況を調査してはならないものとする。

第 21 条

- (1) オンブズマンは、苦情その他事案の判定に必要なとされる調査の措置を実行しなければならない。

- (2) 統治法の規定に基づき、捜査の着手を決定した以外の事案について情報及び陳述を要求する場合も、オンブズマンは、最高1万クロナの過料を設定することができる。オンブズマンは課すべき過料を言い渡すことができる。
- (3) 公的な雇用に関する法律(1994:260)における懲戒の責任に関する規定に該当する職員が、懲戒処分に処せられるべき職務の非行の責めがあったことが疑われ得る場合で、職務の非行後2年以内に、同法第17条に従った書面による警告が当該職員に送付されることができないおそれがあるときは、オンブズマンは、当該の警告を発することができる。この規定は、懲戒の責任についての規定に服する者及び他の法令における同様の警告に服する者に対しても適用される。

第22条

- (1) オンブズマンは自らが実施を決定した捜査の指揮及び訴えの提起及び遂行を、最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官を対象としている場合を除き、他人に委託することができる。
- (2) 判決又は控訴審決定を上訴する決定は、オンブズマン以外の者によりなされてはならない。
- (3) 第7条の場合には、オンブズマンは、オンブズマン事務局の公務員に自己の代わりに訴訟を行うことを命じることができる。
- (4) 第6条第3項又は第4項で規定する事案において、オンブズマンは、必要とされる処理の措置をとることをオンブズマン事務局の公務員に委任することができる。
- (5) オンブズマンは、特別の決定により、自己の代わりに査察を実行し、また、苦情により提起された事案についての決定をなすことをオンブズマン事務局の公務員に委任することができる。次に掲げる権利をそのような委任に含めることはできない。

- 1 第4条第1項の規定に基づき提案を実施すること。
- 2 第6条第1項の規定に基づき宣言を行うこと。
- 3 第6条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき職員に対する措置を講じること。
- 4 第18条の規定に基づき他の機関へ事案を送付すること。
- 5 関係する機関又は公務員から書面による陳述又は情報が得られた後に解決される事案について決定すること。

第23条

- (1) 事案は、オンブズマン事務局の公務員又は特に指名された者の責任による口頭報告により、解決される。事案の却下又は処理からの除去の決定は、口頭報告なしで行うことができる。オンブズマンは、特別な理由がある場合には、他の事案を口頭報告なしで解決させることもできる。
- (2) ある事案において、議会オンブズマンに対し提出された文書は、当該事案が解決する前に返却してはならない。そのような場合の文書の原本がいずれの機関にも存在しないときは、当該文書の真正な写しを提出することを条件に返却することができる。

第24条

- (1) 全ての事案及びこれらについてとられた措置は、日誌に記録されなければならない。
- (2) 各決定について、オンブズマン事務局では、決定者及び口頭報告者並びに決定日及び決定内容を記した文書を保持しなければならない。特に指定された決定は、登録簿を作成しなければならない。
- (3) 査察に際して、及び他の理由で必要とされる場合は、議事録が作成される。

雑則

第 25 条

- (1) オンブズマンが活動報告を議会に提出する際は、同時に、活動報告の対象期間の日誌、議事録及び登録簿を憲法委員会に提出しなければならない。

第 26 条

- (1) オンブズマン事務局は、首席法務オンブズマンが定める時間中、一般に対して開放されなくてはならない。

第 27 条

- (1) 特に手数料を徴収する理由がない場合には、事務局は無料でサービスを行わなければならない。
- (2) 手数料が徴収される場合には、手数料は、国の機関に一般的に適用される規則に基づき決定しなければならない。
- (3) 手数料に関する決定については、不服申立てを行うことはできない。
- (4) 議会オンブズマンは、手数料の収入を使用することができる。

第 28 条

- (1) 首席法務オンブズマンは、第 15 条の規定に基づき事務局長に委任していない範囲で、オンブズマン事務局の公務員を任命し、他に人員を採用する。

第 29 条

- (1) 事務局における、職を任命する決定に対する又は公務員に関して、他になされる決定に対する不服申立てについては、議会事務局及び議会所属機関の運営決定に対する不服申立てに関する法律(1989:186)において規定する。

経過規定 (略)

参考文献

- ・ 平松毅『各国オンブズマンの制度と運用』成文堂、2012, pp. 83-39.
- ・ The Act with Instructions for the Parliamentary Ombudsmen, issued 13 Nov. 1986, revised 1 Jul. 2011 by SFS 2011:340. JO ウェブサイト <<http://www.jo.se/Om-JO/Regler-for-JO/Instruktion/>>

(いび みえこ)